

利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の整備

現行の制度及び運用

＜独占禁止法第70条の15：審判の事件記録の閲覧謄写請求に係る規定＞

「利害関係人は、公正取引委員会に対し、審判手続が開始された後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は排除措置命令書、課徴金納付命令書、審判開始決定書若しくは審決書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。」

- 請求権者を「利害関係人」に限定している以外に、直接閲覧謄写の制限を許容する規定はない。
- 公正取引委員会は、守秘義務を考慮し、閲覧謄写の範囲に係る運用基準を定め、一定の事業者の秘密や個人情報等においては不開示とする運用を行ってきた。

審判の事件記録の閲覧謄写申請に係る東京高裁判決（平成18年9月27日。なお、公正取引委員会上告受理申立て中）

閲覧謄写申請を当委員会が一部不許可とした処分に対し、不許可処分取消請求事件の提起

- 東京高裁判決：公正取引委員会は法律上の規定なく審判の事件記録の閲覧謄写の範囲を制限できない。

違反行為と関係のない事業者の秘密や個人情報等まで無限定に開示されることに。

- ・ 当委員会の調査への関係者の協力を得ることが困難となる。
- ・ 被審人が審判への証拠提出を躊躇し、十分に防御権行使することができなくなる。

- ・ 利害関係人による閲覧謄写請求について、正当な理由がある場合には当委員会がその開示を制限できる旨を明確化。